

信濃国伊賀良莊光明寺と二つの経筒（上）

佐藤全敏

はじめに

古代から中世にかけて、信濃国伊那郡に一つの荘園があった。名を伊賀良莊という。現在の長野県南部、飯田市伊賀良の周辺にあたる。伊賀良莊は信濃有数の荘園として知られ、現在も『国史大辞典』『平安時代史事典』などに立項される。伊賀良の地は、美濃国から信濃国にはいって最初の盆地の玄関口にあたり、中央を東山道が貫通している。

この伊賀良莊の莊域には、遅くとも平安時代後期以来、「光明寺」という寺院があった。現在の真言宗智山派光明寺である。光明寺は、二ツ山とよばれる小高い山の中腹に位置する、いわゆる「里山系」の寺院である。⁽¹⁾東山道はこの二ツ山の脇をすりぬけるようにして北上し、およそ九〇キロメートル先の信濃国府へと向かう。

近世に作成された光明寺の由来記や明治年間の調書によれば、同寺は養老年間に行基が開基した寺といい、天平十三年には行基の上奏により、光明皇后の御産にちなんだ円行山光明寺の寺号が勅賜され、このとき七堂伽藍・十二院坊が造営されたという。また行基から五代は法相宗であったが、六代目に空海の弟子真然が住職になり、以後真言宗になったという。⁽²⁾

むろん右の縁起の多くは史実といえず、近世の宗派・信仰などが付託して語られている部分が多い。⁽³⁾だが、そうした近世の縁起とはかかわりなく、少なくとも院政期以降、光明寺が「地方有数の大寺」であったことは、早く市村咸人氏が詳細に説明されたところであった。

一九六一年刊行の『下伊那史』第四巻のなかで、市村氏は、光明寺が「平安時代に遡る古刹」であることを次の事

実によって示されている。

第一に、光明寺薬師堂の本尊である薬師如来坐像の像内に、「奉造□□立保延六年^庚三月三日□□□□云々という墨書銘のあること。保延六年（一一四〇）は鳥羽院政期にあたる。⁽⁴⁾

第二に、保元元年（一一五六）、光明寺の僧・願西が埋納した如法経の経筒が、熊野那智山で発見されていること。この経筒については本稿で詳しく検討するが、少なくともこの経筒の存在により、保元元年当時、如法経を完成させ、那智に埋納しようとした光明寺僧のいたことが知られる。

第三に、本寺に残る半丈六の阿弥陀如来坐像（重要文化財）が、「藤原時代に近い鎌倉初期製作の優品」と認定されており、当時、そうした優品が安置されうる寺院であったこと。この阿弥陀如来坐像は、現在は本堂に客仏として安置されている。⁽⁵⁾

こうした市村氏の指摘は一つ一つの確なものであり、光明寺が、遅くとも院政期には当地の有力な寺院として栄えていたとみて大過ない。⁽⁶⁾

氏は、伊賀良莊の成立・伝領・莊域についても詳細な検討を加えておられる。それによると、伊賀良莊は、その成立はつまびらかではないものの、十世紀末には比叡山横川の妙香院の所領になっており（『門葉記』巻第四百十、雜決一、

妙香院庄園目録）、その後、十一世紀初頭に堀河天皇御願の尊勝寺が建立されると、まもなくこの尊勝寺に寄進されている。寄進の事実は、鎌倉時代初頭の文治二年（一一八六）の莊園注文に「尊勝寺領」としてみえることから知られる（『吾妻鏡』文治二年三月十二日条）。ところがその二年後に作成された文治四年の注文をみると「八条院領」とされており、この二年の間に、八条院（鳥羽天皇の皇女）のもとに渡ったことがわかる（『吾妻鏡』文治四年六月四日条⁽⁷⁾）。莊域についても、諸史料と地形とに配慮されて慎重な考証が行われている。

氏の分析はきわめて堅実で、史料の博搜も徹底されており、現在の研究水準からみても驚くべきものとなっている。⁽⁸⁾ 本稿では、こうした市村氏の研究に学びつつ、伊賀良莊と光明寺について、あらためて二つのことを考えてみたい。その一つは、伊賀良莊はいつ尊勝寺領になったのか、という問題である。同莊は、十世紀末には比叡山横川の妙香院領であり、一一八六年以前のいずれかの段階で尊勝寺に寄進され、さらに一一八八年には八条院領になっていた。すなわち経筒が那智で埋納された保元元年（一一五六）当時、伊賀良莊は、妙香院領ないし尊勝寺領であったことになる。当時の一般的情勢からして、光明寺はその末寺となっていたことだろう。では、いずれを本寺に仰いでいたのか。

尊勝寺の落慶供養が康和四年（一一〇二）であることからすれば、それからまもなくして尊勝寺領となっていたのではないか、と考えることもできそうである。ただ、寺院建立後、ただちに莊園の寄進がなされるとは限らないことも留意したい。尊勝寺領の形成過程をい多少し検討してみることが必要であろう。このことは、光明寺に残る薬師如来坐像や阿弥陀如来坐像の造像背景を考える上でも、必要な基礎作業と考える。

もう一つ問題にしたいのは、那智に埋納された経筒の検討を通じて、当時の光明寺の信仰のあり方をいくばくかでも明らかにできないか、ということである。光明寺の経筒については、市村氏の報告以後、新しい知見や考察がいくつか発表されている。⁽⁹⁾これをいったん整理するとともに、ひるがえって、そこから光明寺自体の信仰形態について何かわかることはないのか、できる限り試考してみたい。

関係史料が乏しいため、いずれの問題にも明快な解答を与えることはできないかもしれない。また、基礎的な知見の整理に終始することをおそれる。だが、今後のためにも、現時点で考え得ることをできるだけ提示しておきたいと思う。諸賢の厳しいご批評を切に請う次第である。

第一章 尊勝寺領としての伊賀良莊

第一節 尊勝寺領以前

まずは、当初、伊賀良莊を領有していた妙香院について簡単にみておきたい。

妙香院は、比叡山横川にあった、いわゆる院家の一つである。妙香院については堀大慈氏の論考に詳しい。⁽¹⁰⁾氏の研究に明らかなように、妙香院は、比叡山中興の祖・良源の弟子であり、藤原師輔（極官は右大臣）の男である権僧正尋禪の私房として建立され、永祚二年（九九〇）、その尋禪の申請によって一条天皇の御願寺とされた。尋禪の兄たちはみな摂政や関白となっており（藤原伊尹・兼通・兼家）、尋禪には父師輔より膨大な莊園が譲与されて、これが妙香院の根本所領となった。

いまあらためてそれらの莊園について検討してみると、妙香院の莊園は何段階かにわたって増えていったことがわかる。⁽¹¹⁾妙香院領の母体となったのは師輔から尋禪に寄進された一ヶ莊（藪・栗栖を含む）であったが、永祚二年（九九〇）、尋禪が妙香院に寄進し直す際には、これに四ヶ莊が付け加えられていた。尋禪が師・良源より伝領していたものと、師輔の所領が追加で寄進されたものにあたると思われる。ここまでの莊園目録には、信濃国伊賀良莊の名を

見出すことができない。伊賀良莊が姿をあらわすのは、康平六年（一〇六三）五月二十日付の目録においてである。このとき七ヶ荘が増えており、そのなかの一つとして「信濃国伊賀良莊在伊那郡」という記述が認められる。すなわち伊賀良莊は、永祚二年（九九〇）から康平六年（一〇六三）の間に、寄進ないし買得された莊園であったということになる。ただし残念ながら、どこから寄進ないし買得されたのかは不詳である。

さて、堀氏が示されたように、この妙香院には、尋禅の意思により師輔一門出身の僧が集められ、彼らは院司・七禅師に任じられて妙香院の経営・維持にあたった。膨大な莊園も仏料に宛てるためでなく、そうした一門の住僧の用に宛てるためであった。院家であるため、延暦寺からは独立して自由に財産を処分できたのである。尋禅はまた天皇に奏上して、横川の堂舎を次々と天皇の御願寺としていき、その院司・阿闍梨等にも師輔一門出身の僧、あるいはみずからの門弟などを宛てていった。これにより、横川の堂舎の多くは妙香院の支配下に入っていく、横川全体が、天皇の御願寺を複数含みこんだ、撰関家の祈願所という性格を帯びるようになっていく。尋禅以後も、あとを継いだ師輔一門の僧たちは、代々の天皇たち個々と結びつき、また当然のことながら、道長をはじめとする撰関家の公卿と

も結びついて、その法会・修法・仏事に勤仕した。

さきに伊賀良莊が、どこから寄進ないし買得されたか不詳であると述べた。だが、こうした妙香院の性格から推せば、同莊は撰関家の公卿、ないし代々の天皇のいずれかより寄進されたものである可能性がきわめて高いであろう。いわば妙香院領とは、撰関家や天皇家が領有する莊園群のうち、その一部を割き取って、これを集積してできた莊園群であったといえるだろう。

信濃国伊賀良莊は、こうした妙香院領として、十二世紀をむかえることになる。

第二節 尊勝寺領莊園の形成と伊賀良莊

1 永久二年の尊勝寺信濃莊

その後、伊賀良莊を領有するようになったのが尊勝寺である。尊勝寺は康和四年（一一〇二）七月に落慶供養が行われた、堀河天皇の御願寺である。京都白河の地に建立された、いわゆる六勝寺の一つであり、このとき金堂・講堂・東西五重塔をはじめ、ほとんどの堂舎が完成している。その三年後の長治二年（一一〇五）には、阿弥陀堂・准胝堂・法華堂も完成する。

知られるように、六勝寺は、白河天皇の法勝寺、堀河天皇の尊勝寺、鳥羽天皇の最勝寺、待賢門院の円勝寺、崇徳天皇の成勝寺、近衛天皇の延勝寺の六つの御願寺を指し、

尊勝寺はその二番目にあたる。信濃国伊賀良莊は康平六年（一〇六三）以降、遅くとも文治二年（一一八六）以前に、この尊勝寺領になっていた。はたして伊賀良莊が妙香院から尊勝寺に寄進されたのは、いつ頃のことだったのだろうか。

六勝寺全体の莊園は、現在まで一一七ヶ所知られており、そのうち尊勝寺領は二五ヶ所を数える。⁽¹²⁾史料に徴証を残さぬ尊勝寺領がなお残ることを考慮しなければならぬが、それでも大勢は判明しているといえよう。

そうした尊勝寺領のうち、信濃国に所在したことが知られるのは、いまのところ伊賀良莊ただ一つである。『中右記』永久二年（一一一四）の条には、「尊勝寺信濃庄」の年貢が輸送中に強盗に遭ったことが記されている。従来、この「尊勝寺信濃庄」は伊賀良莊であろうと推定されてきたが、⁽¹³⁾たしかに信濃国内の尊勝寺領が一つしか知られていないことからすれば、その蓋然性は高い。すなわち、永久二年（一一一四）には、伊賀良莊はすでに尊勝寺領であった可能性が高いのである。

ただし、信濃国内には、現在まで知られていない尊勝寺領がほかにも存在していた可能性があり、強盗に遭った年貢はそちらの莊園のものであった可能性も捨てきれない。永久二年の「尊勝寺信濃庄」を伊賀良莊と断定することも

できないのである。

ただ、そうであっても、この事件がどのように処理されたかをみることは、伊賀良莊の性格を知る上で有益であるように思われる。伊賀良莊がいつ尊勝寺領化したかという問題から離れることになるが、この項ではこの事件の推移を簡単に整理しておきたい。⁽¹⁴⁾

表は、この事件が発覚以来、どのように処理されたかをまとめたものである。まずは事件発生の情報が白河院にもたらされている。白河院の指示で検非違使庁にもちこまれると、これ以降、検非違使別当が随時院の指示を仰ぎ、検非違使尉や志をつかって捜査・裁判を指揮している。

まず、最初に白河院に事件発生の情報が届けられていることに注目したい。かつてであれば、こうした事実は次のように解されたであろう。すなわち、この頃には、白河院が天皇に代わって国政の実権をにぎるようになっており、そのために最初に白河院に報告されたのである、と。だが、一九八〇年代後半以降の研究によってこうした理解は改められ、このような場合、白河院は、まずは当該莊園の「本所」（莊園領主）としてこの事件を受理しているのだ、⁽¹⁵⁾ということが明らかになっている。尊勝寺の願主はもともと堀河天皇であったが、堀河は父・白河院にさきだって、すでに嘉承二年（一一〇七）に崩御していた。そのため尊勝寺

表 永久2年の尊勝寺信濃莊年貢強奪事件の経緯

| | |
|-------|--|
| 5月13日 | <p>検非違使尉、別当に次の報告。</p> <p>①「尊勝寺信濃莊」の年貢が輸送中に強盗の被害にあった。</p> <p>②美濃国に本拠をもつ武士の源光国の郎等より犯人を捕獲したとの報告あり。</p> <p>③以上の旨を白河院に奏聞したところ「聞こしめした。すでに源光国からも報告があった。早く検非違使庁で沙汰せよ」とのこと。</p> |
| 14日 | <p>別当、検非違使志に「捕獲された強盗を受け取り将来せよ」と指示。</p> <p>晩頭、別当邸の門前で強盗を勘問。強盗、承伏し共犯10余人についても自供。多くは左大臣の莊園の住人という。別当、ただちに眼前の強盗に判決を下し左獄舎に拘禁。</p> |
| 16日 | <p>別当、白河院に次の報告。</p> <p>①源光国から引き取った強盗が承伏したので獄舎に拘禁した。</p> <p>②共犯が18人おり、関白・左大臣・伊勢神宮祭主・熱田神宮の莊園の住人たちである。</p> <p>白河院、別当に対し「関白以下に、犯人を捕捉して差し出すよう下知せよ」と指示。</p> |
| 17日 | <p>別当、検非違使志に対し、昨日の院の指示を下知。志、しばらくしてもどってきて、左大臣以下が承諾した旨を報告。</p> |
| 6月5日 | <p>志、別当に「白河院の院召使が独自に美濃国に派遣され、勘問記を提出してきた」と報告。別当、「早く白河院に奏聞せよ」と指示。</p> |
| 8日 | <p>別当、白河院に対し、関白・左大臣から犯人が差し出されている状況を奏聞。志、関白のもとからさらに2名の犯人を受け取ってくる。</p> |
| 13日 | <p>早朝、志、関白から差し出され預かっていた犯人1名が逃亡した旨を別当に報告。別当、搜索を指示。</p> |
| 18日 | <p>別当、白河院に1名逃亡の旨を奏聞。白河院、必ず捕らえるよう指示。</p> |
| 7月18日 | <p>別当、白河院に対し「尉が特に院の仰せを奉じて犯人捕捉に専念したいと申請している」旨を奏聞。白河院、これを認める。</p> |

(出典はすべて『中右記』永久2年各日条)

の経営は、当時、白河院によって行われるようになっていたのであった。そのため「尊勝寺信濃莊」の年貢が強奪されたという情報も、まずは莊園領主・白河院のもとに届けられたのであった。

情報を受けた白河院は、これを朝廷の機関である検非違使庁に伝えている。これは、朝廷の正規の捜査・裁判システムに委ねたことを意味する。こうして検非違使の活動がはじまる。これ以後『中右記』には、検非違使別当(『中右記』の記主・藤原宗忠)が随時白河院に指示を仰いでいる記事が散見する。これは白河院が「本所」であると同時に、天皇に代わって国政をみる立場にあったことによる。⁽¹⁶⁾ここでは白河院は、一莊園領主という立場を離れ、天皇の代行という立場でこの事件に関わっている。ただし、検非違使別当からすれば、白河院への報告は、実質的には、当該莊園領主への経過報告という面も兼ね備えていたことになる。

ともあれ白河院は、この事件を、(天皇(院)―検非違使庁)という朝廷のシステムに委ねた。ところが彼は、一方で別の行動をみせている。すなわち六月五日の記事から知られるように、白河院は、院庁の職員である「院召使」を美濃国に独自に派遣し、現地で尋問調査を行わせているのである。そしてその尋問結果

である「勘問記」を検非違使庁に持ち込ませている。検非違使の活動とは別に、みずからの家政機関の職員である「院召使」を現地に派遣して調査させているのであり、これは明らかに「本所」（荘園領主）としての独自の命令である。

ここにうかがえるのは、御願寺領からの年貢が強盗にあつた際、白河院は荘園領主という顔を前面に出して、犯行現場に直接介入することもあつた、ということである。たとえ地方の一荘園に関する事件であつても、重要だと判断すれば、荘園領主みずからが使者を派遣し、その解決にのりだす。ここには、「家」の主人が、家政機関を通じ、みずからの家産の末端までを把握しようとする中世的な権力のあり方が映しだされている。「尊勝寺信濃庄」が伊賀良荘であつたかどうかはもちろんわからない。しかし仮に伊賀良荘でなかったとしても、もう一方の伊賀良荘が同じ状況で被害にあつていれば、白河院は同じように犯人逮捕に動いたはずである。

「尊勝寺信濃庄」は、そして伊賀良荘は、確かに地方の一荘園にすぎなかった。だが、そうした荘園に対し、白河院は、現在我々が考える以上に、直接的な関心を寄せていたのである。信濃国伊賀良荘は、王家領荘園の一個として、確かに白河院の視界に入っていたのであつた。

2 尊勝寺領荘園の形成

では、伊賀良荘が尊勝寺領になつたのはいつだったのか。ここでは尊勝寺の財源が設定される経緯を検討することを通じて、この問題を考えてみたい。

尊勝寺の維持・運営のための財源が初めて設定されたのは、同寺の落慶供養が行われた康和四年（一一〇二）七月のことであつた。このとき同寺の財源として、封戸一五〇〇戸が、堀河天皇の指示のもと太政官を通じて寄せられていた（『殿暦』『中右記』各同年七月二十一日条）。

その後、堀河天皇と白河院との間で、封戸に加えて荘園をあてがうことが話し合われるようになったらしく、供養から三ヶ月ほどたった十月から、そのやりとりが史料上にあらわれるようになる。その際、尊勝寺の経済基盤としては、まずはすでに設置してある封戸を第一とし、細かな予算を立てた上で、なお不足する分にかぎって荘園を立てるべきである、という方針が白河院より強く示される。そのため、人々が堀河天皇に寄進を申し出ていた各地の私領（立荘候補地）を列記した目録（「新御願寺可被立庄目録二卷」）¹⁷は、いったん白河院の意思によって却下されている。

これをうけて、天皇のもとで、寄せられた私領のなかから立荘すべき土地の絞り込みがあらためて行われ、十二月には再度の選定もおわつたらしく、それら私領の券契が天

皇より白河院に進覧され、白河院もこれに同意を与えてい
る（『中右記』同年十二月十七日、十八日、十九日条）。翌康和
五年に入ってから、堀河天皇・白河院・右大臣藤原忠実
の間で立荘をめぐるやりとりがなされているが（『中右記』
同年二月十一日条、『殿暦』四月五日条）、古記録や古文書から
は、この年から翌長治元年にかけて、天皇や院に近い
人々、そして撰閲家に関係する人々などから次々と私領が
寄せられていることが確かめられる⁽¹⁸⁾。

そうした私領のなかには、朝廷から正規に領有が認定さ
れていなかったものも含まれていたらしい。『為房卿記』
康和五年八月二十九日条には、白河院の発言として次のよ
うな文言がみられる⁽¹⁹⁾。

尊勝寺人々奉_レ寄庄園券、非_レ勘録久令_レ進上、以_レ頭
弁_レ被_レ奏達、以_レ通国朝臣令_レ清書之。

すなわち尊勝寺に人々が寄せている荘園の券契のうち、
「勘録」を経っていないものは進上させ、頭弁をして天皇に
奏聞させて、大江通国に「清書」させよ、というのである。

白河院のこの発言は、当時院別当であった藤原為房にむかっ
て発せられたものである。この内容は、すぐに内裏に伝え
られたはずである。「勘録」とは、太政官や記録所におい
て券契の内容を確認することであり、これによって荘園の
領有や権限が保証される。白河院は、そうした正規の勘録

を経していない券契も、朝廷で清書することによって、その
内容を認定してしまおうというものであった。尊勝寺の荘
園が、堀河天皇と白河院の共同作業として集積されていっ
たことがここからもうかがえよう。その後、長治二年（一
一〇五）十二月には、阿弥陀堂や法華堂なども完成し、尊
勝寺についての一通りの造作がおわる。

ここまでみてきたように、尊勝寺領荘園は、あらかじめ
用途を算出し、かなり計画的に集積・立荘されている。長
治二年に諸堂全体が完成してまもない間は、あるいは追加
の寄進受理もあったかもしれないが、それから年数をおい
ての寄進受理はいささか考えにくい。翌嘉承元年（一一〇
六）になると、堀河天皇は「尊勝寺庄園公驗」を自分の手
元から離し、尊勝寺に納めることを院に報告・相談してい
る（『永昌記』同年十月二十一日条）。かつて奥野高廣氏は、
これをもって「尊勝寺領荘園の成立が一段落を告げた」と
評されたが、けだし卓見であろう。

さらに堀河天皇自身、翌嘉承二年に若くして崩じている。
その後、最勝寺以下、陸続と御願寺が建立されていくが、
そうしたなか、堀河天皇という願主の死去した尊勝寺に対
し、あえて荘園が追加寄進されたとも考えにくい⁽²⁰⁾。すなわ
ち尊勝寺領は、基本的に、康和五年（一一〇三）から嘉承
元年（一一〇六）ないし同二年までの間に形成されたと考

えられる。したがっていま問題としている信濃国伊賀良莊も、この間に妙香院から尊勝寺に寄進されたものと考えて、まず大過ないであろう。

このとき妙香院の別当は清覚（右大臣源顕房の男）であった。⁽²¹⁾ 清覚の姉の源師子は、当初白河院に寵され覚法法親王を生んだが、のちに摂関家の藤原忠実の室に入り忠通を生んでいる。そのため清覚の死去の際には、内大臣忠通が喪に服している。⁽²²⁾ 伊賀良莊を尊勝寺へと寄進した妙香院別当清覚は、天皇家および摂関家と血縁的に深く結びついた僧だったのである。

なお、直前まで妙香院の検校だったのが、清覚の師・仁覚である。彼は天台座主もつとめ、堀河天皇の病氣平癒祈願なども行っていた。そのため仁覚死去の際には、「從主上始、一家人々又歎也」と言われている（「主上」は堀河天皇。『中右記』康和四年三月二十八日条）。妙香院別当清覚が伊賀良莊寄進を決めた背後には、堀河天皇と特に近しかった前検校仁覚の影響もあったと考えられる。

なお、尊勝寺への寄進後、妙香院は、伊賀良莊の預所職を知行することになった可能性が高い。⁽²³⁾ その場合、光明寺は妙香院の末寺として、尊勝寺をさらにその上に仰ぐことになったであろう。ただし、妙香院領はもともと摂関家の庇護下にあり、寄進することで保護を求める必要のない莊

園であった。にもかかわらず寄進が行われていることよりすれば、あるいは一切の知行権を放棄した寄進であった可能性もある。その場合は、光明寺は、直接尊勝寺の末寺になったことになる。

こうして伊賀良莊は、十二世紀初頭、尊勝寺領となった。これにより、堀河天皇や白河院の庇護下にはいったことはすでに述べた通りである。

註1 ここでは、牛山佳幸氏が提唱されている「里山系寺院」という概念を用いる。「里山系寺院」とは、「集落背後に位置するような、本来は取り立てて信仰の対象というほどではない周辺集落の人々の生活と結びついた山の、山頂や山腹、あるいは谷や沢の奥に立地する比較的小規模な寺院」を指す。同氏「山岳仏教と密教系寺院の形態について」

（伊那市・伊那市教育委員会編『伊那の中世伝説・山岳信仰』新葉社、二〇〇二年）、同「信濃における里山系寺院の成立と展開」上・下（『信濃』六二―一二、六三―二二、二〇一〇、二〇一一年）参照。なお、久保智康「古代山林寺院の空間構成」（早稲田大学考古学会『古代』一一〇、二〇〇一年）も参照されたい。

2 「当山由来書明和新記録」（明和五年〔一七六八〕正月、住職栄厳筆）、「（明治二十八年五月調査）古社寺取調書」など。これらの資料は最近再発見され、現物を確認することができた。現在は調査のため飯田市美術博物館に寄せら

れている。

3 たとえば光明皇后の安産と結びつけられたのは、本寺が近世以降、安産の祈禱寺として信仰されたことにかかわったのものであろう。また光明寺が古くは真言宗でなかったことは後述。

4 墨書銘の読みは今回新たに調査した結果にもとづいている。なお、同薬師像の像内胸腹部には、造像に結縁した僧俗の名が墨書されており、そのなかには僧「勝覚」の名がみえる。市村氏は、これを醍醐寺座主・東寺長者をつとめた同名の僧に比定しておられるが、醍醐寺座主となった同名の僧は保延六年当時すでに入滅しており（『僧綱補任』永長二年条）、同一人物とはみなしがたい。本像は、その作風より地元での制作とみてよく、「勝覚」はそうした在地の僧のうち四番目に名が記される僧であった。

5 現在、この阿弥陀如来坐像について再調査中である。同像は明治二年まで現存した阿弥陀堂の本尊であった。

6 さらに市村氏は、鎌倉時代制作と推定される懸仏が光明寺に現存することも指摘されている。

7 いわゆる「王家領」として、当時膨大な荘園群を集積していた八条院のもとに移管されたものと考えられる。

8 以上、『下伊那史』第四巻の第十五章第三節、第十九章第三節、第二十三章による（すべて市村氏執筆）。なお中世の伊賀良荘については、宮下操「中世伊賀良荘と北条氏」一・二・三（『伊那』一九一八・九・一〇、一九七一年）

参照。

9 それらは必ずしも『長野県史』等に反映されていない。

10 以下、妙香院についての記述は、堀大慈「横川仏教の研究」（『日本名僧論集四『源信』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九七六年）、同氏「横川仏教貴族化の一面」（二葉憲香博士古稀記念論集刊行会編『日本仏教史論叢』永田文昌堂、一九八六年）による。

11 荘園についてのみ小稿独自の検討結果である。基本史料は、応和元年六月五日九条右丞相御護状、永祚二年二月十三日慈忍和尚御遺誡、康平六年五月二十日妙香院庄園目録、建武四年四月日妙香院門跡領并別相伝目録（いずれも『門葉記』巻第四百十、雑決一に所引）。

12 奥野高廣「六勝寺領について」（『國學院雑誌』五七―七、一九五六年）、阿部猛「六勝寺領―補遺―」（『日本歴史』二五五、一九六九年）、同氏「六勝寺領考」（『帝京史学』二、一九八六）。

13 市村氏註8論考（第十五章第三節）、戸田芳実『中右記躍動する院政時代の群像』（そしえて、一九七九年）。

14 この事件についてはすでに市村氏註8論考（第十五章第三節）、戸田氏前註書によって紹介されているが、理解を異にする点もあるため、ここであらためて整理する。

15 美川圭「院政における政治構造」（『院政の成立』臨川書店、一九九六年、初出は一九八八年）、川端新「平安後期公家訴訟制度の研究」（『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、成稿は一九九二年）ほか。

16 白河院政は堀河天皇が崩御した嘉承二年七月を転機に確

- 立する。美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」(註15書、初出は一九八六年)参照。また、天皇家やその使者にかかわる事件は、当時、天皇ないしその代行者である院によって裁定(勅裁)されることになっていた。義江彰夫「撰院政期朝廷の刑罰裁定体系」(永原慶二他編『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年)参照。
- 17 以上、『中右記』康和四年十月十五日、十九日、二十日、二十二日、二十三日、三十日、十一月一日条。「新御願寺可被立庄目録一卷」の性格については、川端新「院政初期の立荘形態」(註15書、初出は一九九六年)参照。
- 18 たとえば『殿曆』康和五年十月十二日条によれば、近江守藤原隆時(院の殿上受領)・中納言源国信(元藏人頭)・源有賢(殿上人)・宮内大輔藤原師季(院の殿上人)が、それぞれ私領を寄せている。また長治元年には、大江通国(藤原忠実家の家司)が、近江国所在の相伝の私領を寄進したことにより、官物等の免除が認められている(天永三年四月十七日大江通国処分状、天治二年八月日近江国庁宣。保延四年五月二十日鳥羽院庁下文。『平安遺文』四九六六、四九七七、五〇〇一)。
- 19 『為房卿記』康和五年条は『大日本史料』による断片的な翻刻しかなく、かつそこで用いられている底本は必ずしも善本ではない。ここでは、康和五年八月条についてもとも善本と判断された国立公文書館内閣文庫所蔵「大御記」坊城家一冊本(一六〇函一八二号)を底本とした。
- 20 こうした観点からみて唯一問題となるのが、阿波国高越寺の事例である。すなわち尊勝寺建立より五十年以上が過ぎた応保元年(一一六一)、前阿波守平説方の妻兼子が、「尊勝寺末寺阿波国高越寺」について、「他人妨」があるとして朝廷に訴えている(『山槐記』応保元年八月五日、八日、九日条)。奥野高廣氏は、「説方が在任中に高越寺を建立して尊勝寺末寺として寺領も寄進し、何か得分権を留保して居るのであらう」と解され、阿部猛氏もこうした理解を襲っておられる(両氏註12論文)。こうした理解に従えば、十二世紀半ばになっても、尊勝寺への寄進が行われていたことになる。だが、阿波国の高越寺は、早く元永元年(一一一八)成立の『高野大師御伝』下(『統群書類従』八下)にみえており、元永元年以前に成立していたことが明らかである(日本歴史地名大系『徳島県の地名』平凡社、二〇〇〇年)。また、兼子が訴人になっていることより、同寺は彼女が先祖より伝領した寺院であることも知られる。『山槐記』の記事をもって、前阿波守説方の建立と寄進をあえて説くことは難しいであろう。そもそも、中級貴族たる平説方は、半世紀以上前の堀河天皇とは特に接点が見出されず、わざわざ妻の所領を尊勝寺に寄進するとは考えにくい。むしろ注目されるのは、尊勝寺領荘園が集中的に形成された康和四年から長元元年頃にかけて阿波守であった藤原能仲である。彼は、堀河天皇の姉であり准母でもある郁芳門院の乳母子であり、白河院の近臣でもあった。その時点で、高越寺が尊勝寺の末寺になっていた可能性は十分に存すると思われる。

- 21 『山門堂舎記』妙香院項(『群書類従』二四)、『中右記』元永二年二月十八日条、彰考館本『僧綱補任』元永二年条裏書をつきあわせることによって、康和四年(一一〇二)以降、元永二年(一一一九)までの間、清覚が別当(検校)に任じられたことがわかる。
- 22 『法性寺殿御記』元永二年二月二十五日条(図書寮叢刊『九条家歴世記録』一)。
- 23 寄進と預所職との関係については、川端新「莊園所職の成立と展開」(註15書、成稿は一九九八年)、佐藤泰弘「領

家職についての基本的考察」(『日本史研究』五六一、二〇〇九年)参照。後に掲げる保元元年の経筒銘によれば、伊賀良莊の内部には「郷」が含まれており、当時すでに領域型莊園になっていたらしい(これは後でみる美濃国土岐郡の延勝寺領も同様)。尊勝寺領として立荘される際、領域型に転化したか。

(さとう・まさとし 長野県松本市旭三一一一 信州大学人文学部)

雑誌関係要目(一)

- 埼玉史談(三一〇) 埼玉県郷土文化会
- 近世武蔵国里修験十玉院(下) 高橋 一
- 唐澤放水路記念碑に秘められた歴史 荻野 勝正
- 《資料紹介》川越・喜多町の古文書 奥田 豊
- 伊那路(六六六) 上伊那郷土研究会
- 井月特集号
- 井月句碑善光寺境内建立の記:宮澤 宏治
- 伊那で観る映画「ほかいびと」伊那の井月」——幕末の漂泊俳人の足跡を訊ねて—— 吉原 千晃
- 映画「ほかいびと」伊那の井月」に寄

せられた言葉(1).....井上井月顕彰会

『井月編 俳諧三部集』から推理する

「井月と諸国の俳人たちの交流」

「はいかい僧 中書を訪ね」その後 翁 悦治

『井月の句集』刊行の背景.....下平 道子

門下生 井月を慕う.....下島 大輔

【上伊那の蝶①】.....矢島 太郎

クロミドリシジミ.....中村 寛志

【文化短信】

改訂版『駒ヶ根市の文化財』発刊なる

.....田中 清文

【考古あれこれ⑱】

長野県中央道遺跡調査会飯島班のことな

ど.....丸山敏一郎

【師匠の背中(2)より④】

千社参り.....若林 徹男

國學院雑誌(一二六一) 國學院大學

桃太郎の素性——アジアの「猿蟹合戦」と

の比較から——.....花部 英雄

幕藩体制下に於ける伊豆国三嶋社の実態

について——本所吉田家・白川家との関係

を中心に——.....吉永 博彰

文字の使用状況から見た源氏物語花散里

写本.....斎藤 達哉

△談話室▽

月と日本人.....小倉 勝男

△書評▽

多田元著『古代文芸の基層と諸相』

.....多田 一臣